

## 規 則

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第十二号

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成二十一年埼玉県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第一号中「第二十一条第二号」を「第十五条第二号」に改め、同項第二号中「第二十一条第三号」を「第十五条第三号」に、「卓上スタンド用けい光灯具」を「卓上スタンド用蛍光灯器具」に改め、同項第三号中「第二十一条第四号」を「第十五条第四号」に改め、同項第四号中「第二十一条第十号」を「第十五条第十号」に改め、同項第五号中「第二十一条第十一号」を「第十五条第十一号」に改め、同項第六号中「第二十一条第十六号」を「第十五条第十六号」に改める。

### 附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。